

「男女共同参画社会」について考えてみよう

vol.23

6月23日(月)～29日(日) 平成26年度 男女共同参画週間

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」。

その実現に向けて制定された「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じて、男女共同参画基本法の目的や基本理念について皆さん一人一人の理解を深めることを目指しています。

この機会に私たちの身近にある“男女のパートナーシップ”について、考えてみませんか？



平成26年度のキャッチフレーズ

『家事場のパパデカラ』

(野田学園 平成25年度4年C組の皆さん(山口県))

▶ 問い合わせ先 政策企画課政策班 (☎ 63-1111 内線 146)

『がまだす地域づくり補助金』の事業を募集します

市では、市民が自ら考え実践する地域づくりを積極的に推進するため、市民団体などが、自主的・主体的に企画し、実施する地域づくり事業(市民提案型事業)や地域コミュニティの維持・促進のため、町内会・自治会が実施する地域づくり事業(町内会・自治会提案型事業)に対して「島原市がまだす地域づくり補助金」を交付します。



市民提案型事業

▶ 対象となる事業

次のすべてに該当する事業

- ① 市民の福祉向上または公益上の必要性が認められる事業
- ② 市内で実施される事業(関連事業の市外での実施も可とする)
- ③ 年度内(平成27年3月31日まで)に完了する事業
- ④ 新たにまたはステップアップを目指して実施する事業

▶ 補助金の額

対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします

■ 応募期間

6月2日(月)から6月30日(月)まで

■ 申し込み・問い合わせ先

政策企画課 地域・婚活班 (☎ 63-1111 内線 146)

町内会・自治会提案型事業

▶ 対象となる事業

次のいずれかに該当する事業

- ① 地域見守り事業
- ② 環境美化事業
- ③ 絆・交流活性化事業

※ただし、新規性または拡充性のある事業が対象

▶ 補助金の額

対象経費の5分の4以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします

平成25年度活用事業



島原みなと地区の方言と風景の保存・継承を目指した取り組み